

## 令和6年度事業計画

長崎県の令和4年度末の汚水処理人口普及率は83.6%で、全国平均92.9%よりも低く、およそ21万の住民が汚水処理施設を利用できず、水質汚濁の一番の原因とされる生活雑排水が未処理のまま河川等へ放流されている。

国や地方では、地域の人口減少の進展、厳しい財政状況等を踏まえ、未整備区域における整備手法を見直し、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換に重点を置き、これらを促進しようとしている。

県内の浄化槽の設置基数は、令和6年1月末現在、合併処理浄化槽67,384基、単独処理浄化槽13,457基、合計80,841基となっている。

こうした状況を踏まえ、当協会では、合併処理浄化槽が地域における生活環境の向上や地域経済の活性化に欠かせない「基盤インフラ」であることを再認識し、行政や関係団体、会員等との連携を一層深め、適正な維持管理の普及啓発と設置促進に取り組んでいく。

そのため、法定検査事業にあつては、知事指定検査機関として、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、中・長期的な視点に立ち、検査業務の効率化や情報化を進めて経費節減を図るなど、浄化槽管理者（利用者）からの信頼を得ながら、検査基数の確保と受検率の向上に努める。

普及啓発事業にあつては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進や環境学習などの取り組みを強化する。

具体的には、以下の事業を実施する。

### 1. 法定検査事業

浄化槽法第7条及び第11条で規定する法定検査を検査員26名体制で計画的に実施し、不適正浄化槽の改善に寄与する。

受験率の向上等を図るため、次のとおり数値目標を設定する。

⇒計画検査基数 70,200基

うち 7条検査 1,700基（目標受検率90.9%）

11条検査 68,500基（同上88.0%）

（参考）11条検査の推移

年 度	H30	R元	R2	R3	R4
検査基数	62,303	63,538	64,493	65,581	66,326
受 検 率	87.7	88.0	88.1	88.3	87.9

※上記受検率は、環境省算出方法による受検率

## 2. 協会運営のあり方見直しの推進

今後の協会運営のあり方について、特に、更なる効率化となる採水スクリーニング検査手法の確立を、行政機関、関係業界と連携を取りながら、令和6年度中に環境省協議を完了させる。併せて実施に向けた、採水員となる浄化槽管理士の採水員指定に関する要綱の作成など具体的な作業に着手する。

## 3. 検査業務の電子化（新規）

現場に携行するタブレット端末については、令和5年度中に必要なアプリケーションソフトの開発を終了し、令和6年度から本格運用を開始する。これにより、検査員間のもとより、検査員と事務員間での検査情報及び検査日程の共有化をはじめ、現地での検査結果の入力など検査の効率化を図る。

## 4. 全国浄化槽技術研究集会・長崎大会の開催支援（新規）

令和6年10月30・31日の両日に出島メッセ長崎において、全国浄化槽技術研究集会（教育センター主催）が開催される。本研究集会には、全国各地から多数の浄化槽研究者、行政担当者、浄化槽業界関係者が参加されるが、当協会は協賛団体として開催を支援し、浄化槽の技術の向上と普及促進に努める。

## 5. 長崎県浄化槽管理士研修会の開催

県、長崎市及び佐世保市の浄化槽保守点検業者登録条例に基づく「浄化槽管理士研修会」を、日本環境整備教育センター及び全国浄化槽団体連合会と連携して開催する。

⇒6年度は、本土地区3カ所、離島地区3カ所で開催予定

## 6. 法定検査の拒否者対策事業

新たに発生した検査拒否者に対して、指導権限を有する行政機関と連携し、浄化槽法定検査の受検の必要性についての啓発チラシを配付するなど受検を促す。

## 7. 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進事業

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すチラシを検査時に単独槽管理者へ配付説明するとともに、令和5年度に創設した協会独自の転換助成金の活用を拡大することで転換促進を図る。

## 8. 会員との連携事業（拡充）

①会員を対象に浄化槽の構造等に関する講習会や意見交換会を開催し、連携の強化を図る。

⇒会員向け講習会開催予定地：県央、県北地区

⇒意見交換会開催予定地：県南地区

②浄化槽保守点検業登録更新に関する情報を事前に提供する。

③専門部会との連携

当協会の専門部会（施工・製造部会、維持管理部会）を開催し、各部会と検査員との意見交換会、法定検査の効率化、受検促進、など検査結果に基づく指導等に努める。また、部会の活動として、浄化槽製造メーカーや污水处理施設等への視察を実施するなど業界との連携を強化する。

## 9. 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽に対する信頼と安全・安心の確保を目的として、全国浄化槽団体連合会で制度化された「浄化槽機能保証制度事業」を推進する。

⇒6年度の計画登録数を915基に設定する。

（参考）登録数の推移

年度	R元	R2	R3	R4	R6.1月
登録数	999	971	968	896	763

## 10. 検査手数料の未収金対策事業

①令和2年度から導入した弁護士事務所を活用した請求方法を継続し、未収金対策の強化に努める。

②未収金発生の防止及び事務簡素化のため、「検査手数料の口座振替制度」の促進キャンペーンを引き続き実施する。

⇒6年度は、雲仙市地区で強化キャンペーンを355件実施（クオカード配付）

（参考）口座振替促進キャンペーンの推移

年度	R2	R3	R4	R5
クオカード配付数	254	692	1,192	809

## 11. 検査技術の向上事業

法定検査の効率的な推進方策の研究、検査員の資質向上及び検査技術の研鑽に資するため、次の研修会等に参加する。

- ①九州地区指定検査機関協議会研修会（開催地：熊本県）
- ②指定検査機関四国地区協議会研修会（開催地：愛媛県）
- ③全国浄化槽技術研究集会（開催地：長崎県）
- ④浄化槽技術管理士講習会（開催地：福岡県）

## 1 2. 検査結果の解析による調査研究

- ①浄化槽の処理方式・建物の用途とBOD検査結果との相関関係等について解析し、行政機関及び関係団体へ配付する。
- ②水質悪化施設について、異常個所の確認手順に沿って追跡調査を継続し、改善事例のデータを蓄積するなど水質改善の対応策につなげる。

## 1 3. 浄化槽に関する普及啓発事業

水環境保全の見地から、浄化槽の重要性や維持管理、法定検査の必要性等について、ホームページや会報のほか、啓発パンフの提供、環境イベントへの参画など、広く県民、事業者等へ啓発するとともに、次代を担う児童・生徒を対象とした環境教育講座を通して、より身近な浄化槽としての普及に取り組む。

### ①浄化槽に関する県民啓発

⇒環境教育講座の実施（体験学習）

⇒自治体主催の環境イベントへ積極的に参画（パネル展示）

※諫早市 いさはやエコフェスタ

⇒ホームページまたは職員を介した情報発信

### ②会員や行政機関等との情報の共有、会員ニーズの把握等

⇒会報の作成（年2回）

⇒法定検査に関する詳細情報の提供

検査実施地域の年間スケジュールの情報、浄化槽の設置状況及び検査結果等をホームページにて公表する。

### ③行政等が主催する浄化槽講習会へ講師を派遣する。

## 1 4. 浄化槽システムの脱炭素化推進事業

地球温暖化防止活動の一環として、環境省が創設した「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」を推進し、浄化槽分野における脱炭素化を進める。